

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

4上伊地環第50-4号
令和5年5月17日
長野県上伊那地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	○
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)	
条例第37条	①氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	有限会社田切クリーンセンター 代表取締役 前田 英司 長野県上伊那郡飯島町飯島 1800 番地
	②廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上伊那郡飯島町飯島 394 番地他 12 筆
	③廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物管理型最終処分場 (兼一般廃棄物最終処分場)
	④処理を行う廃棄物の種類	<最終処分する一般廃棄物> 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん (廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類は石綿含有一般廃棄物を含む。) 以上いずれも特別管理一般廃棄物を除く。 <最終処分する産業廃棄物> 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん (汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類は石綿含有産業廃棄物を含む。) (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。

	⑤廃棄物の処理施設の処理能力	埋立面積 19,000 m ² 埋立容量 249,000 m ³	
	⑥変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
条例 37 条	⑦周辺地域の範囲及びその根拠	飯島町（飯島区）鳥居原自治会、日曾利自治会 飯島町（本郷区）本郷第四自治会、本郷第六自治会 中川村大草 飯沼地区 天竜川漁業協同組合 第5支部（飯島地区、中川地区） 廃棄物処理施設の設置等に係る指針第2の1（4） 廃棄物処理施設の設置等に係る指針第2の2	
	⑧関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	飯島町長、中川村長 周辺地域内に住所又は居所を有する者 周辺地域内に事務所又は事業所を有する者 周辺地域内において農林漁業を営む者 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
	⑨関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	<p><対象地区> 飯島町（飯島区）鳥居原自治会、日曾利自治会 天竜川漁業協同組合 第5区支部（飯島地区、中川地区）</p> <p>第1回 令和5年4月14日(金)午後6時～ 第2回 令和5年4月16日(日)午後6時～</p> <p>飯島町飯島 1189 番地 1 飯島公民館（成人大学センター）</p> <p><対象地区> 飯島町（本郷区）本郷第四自治会、本郷第六自治会 天竜川漁業協同組合 第5区支部（飯島地区、中川地区）</p> <p>第1回 令和5年4月21日(金)午後6時～ 第2回 令和5年4月22日(土)午後6時～</p> <p>飯島町本郷 53 番地 1 本郷公民館</p> <p><対象地区> 中川村大草（飯沼地区） 天竜川漁業協同組合 第5区支部（中川地区）</p> <p>第1回 令和5年4月28日(金)午後6時～ 第2回 令和5年4月29日(土)午後6時～</p> <p>中川村大草 1137 番地 8 飯沼集落センター</p>	

⑩事業計画概要書(事業計画概要説明会終了報告書)の縦覧場所、期間及び時間	長野県上伊那地域振興環境・廃棄物対策課 令和5年5月18日(木)から令和5年5月31日(水)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く) 午前8時30分から午後5時まで
--------------------------------------	--

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第37条	○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	15号	提出期限 令和5年5月31日(水) 提出先 〒396-8666 伊那市荒井3497 長野県上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類はいずれも日本産業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。